

経済産業省 委託事業

# 国際税務の基礎知識と 諸外国の最新動向についての 情報提供セミナー

## 第14回 シンガポール

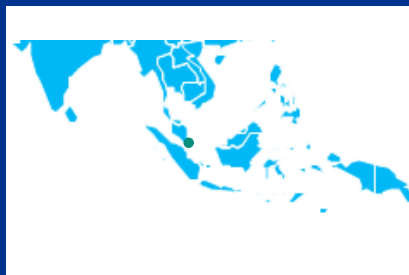
2025年12月

# シンガポールの税制概要・進出時の留意点

## 【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	13
PE課税	14
税務調査および異議申立て・税務訴訟	15
ホットトピック	16

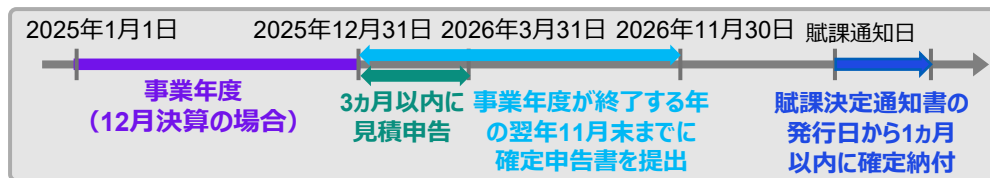
# 税制概要



- ・シンガポール共和国の政治体制は、立憲共和制で、大統領を国家元首としており、議会は一院制である
- ・言語：国語はマレー語。公用語として英語、中国語、マレー語、タミール語
- ・通貨：シンガポールドル（SGD）
- ・居住法人：シンガポール国内で事業の経営および管理が行われている法人
- ・居住法人の課税所得の範囲：シンガポール国内源泉所得および国外所得のうちシンガポールで受け取られる一定の所得
- ・日本との租税条約：あり
- ・日本との社保協定：なし
- ・中央政府税務当局の名称：シンガポール内国歳入庁（Inland Revenue Authority of Singapore；IRAS）

## 法人所得税

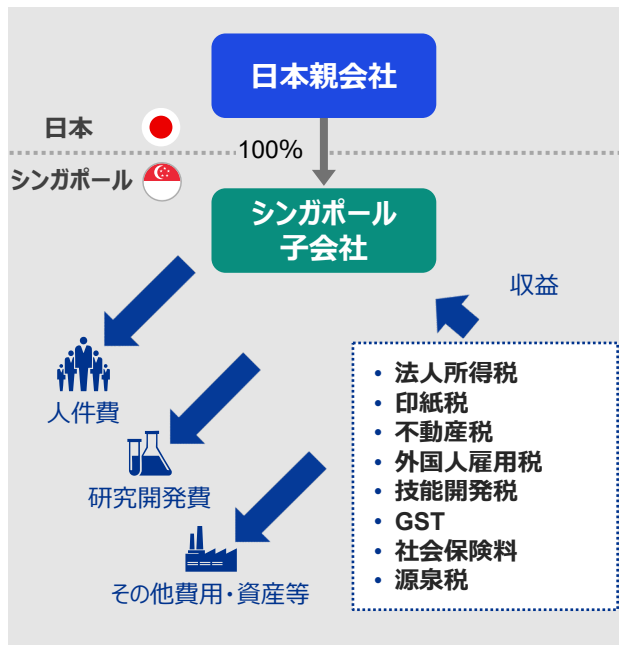
税率	17%（1万SGDまではその75%が免税、1万SGD超20万SGDまでの19万SGDはその50%が免税）
課税年度	暦年（会計年度終了日が12月31日以外の場合は、通常暦年に代えて、その会計年度を基準年度とすることができる）
申告納付期限	決算日後3ヵ月以内に見積課税所得（ECI）を申告。 決算日の属する年の翌年11月末までに確定申告書を提出（なお、2020賦課年度よりすべての会社に電子申告が義務付けられている）。 申告書提出後、賦課決定通知書の発行日から1ヵ月以内に確定納付（賦課課税方式）。 ※一定の要件を満たす小規模企業はECIの申告が不要、ならびに簡略化された確定申告書の提出が認められている。



## 事業を展開する際に生じるその他の主な税、社会保険料

印紙税	不動産売買、不動産賃貸、株式譲渡および不動産・株式の担保権設定など特定の契約文書に対して課される（例：株式譲渡は0.2%）。
不動産保有税	所有する不動産の年評価額に対して一定割合が課される（日本の固定資産税に相当）。
財・サービス税（GST）	標準税率は9%。 基本的にシンガポール居住者によるすべての商品およびサービスおよびシンガポール国内への輸入商品、国際デジタルサービスが課税対象となるが、商品の輸出や一定の国際サービス等については免税となる。
社会保険料等	雇用主は被雇用者にかかる給与額を基準として、一定割合の社会保険および各種税金を支払わなければならない。

# 事業課税（事業期間中）（1/2）



## シンガポール法人所得税

税率	17%（1万SGDまではその75%が免税、1万SGD超20万SGDまでの19万SGDはその50%が免税）
課税所得計算	会計上の利益に法人税法上の調整項目を加算・減算調整を行って課税所得を算定する。
欠損金	<b>繰越期限</b> 欠損金発生事業年度最終日と欠損金使用事業年度初日の株主構成が実質的に同一である（50%以上の株主の変更がない）等の要件を満たす場合、無期限。
	<b>繰戻し</b> 一定の要件の下、1年だけ前課税年度に繰戻しできる。（上限10万SGD）
キャピタルゲイン・ロス	キャピタルゲインは事業所得とみなされるものを除き、非課税とされているため、キャピタルロスも損金不算入となる。 売却直前に最低24か月以上にわたって20%以上の株式等を保有していた場合、その売却益はキャピタルゲインに該当し、非課税となる。この基準に該当しない場合には、取引頻度、保有期間、売却の背景等により個々の状況を勘案して判定を行うこととなる。
中間納付	見積課税所得（ECI）の電子申告（決算日後3か月以内）に基づいて、当年度の税額の分割納付を選択できる。ECIの提出のタイミングにより分割納付の回数が決まる（決算日後1か月以内に提出した場合は10回、2か月以内の場合は8回、3か月以内の場合は6回となる）。
法人所得税債務の時効	4年（隠蔽仮装行為があった場合には、無期限）
連結納税制度	以下の3要件を満たす場合に限り、連結納税（Group relief）制度が適用できる。ただし、通算できるのは同一事業年度で生じた欠損金と所得のみであり、通算しきれなかった欠損金は、その欠損金が生じた法人の将来の所得とのみ通算可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールで設立された法人であること</li> <li>直接または間接に75%以上の株式を保有していること</li> <li>決算期が同じであること</li> </ul>
税制改正	毎年2月に改正案が提出されるが、法律の成立や施行開始はそれぞれである。

# 事業課税（事業期間中）（2/2）

## 課税所得の計算方法

### 会計上の税引前当期利益

- (+) 益金算入項目
- (+) 損金不算入項目  
会計上の減価償却費、寄附金など
- (-) 益金不算入項目  
キャピタルゲイン、配当金など
- (-) 損金算入項目  
税務上の減価償却費等

### 当期課税所得

- (-) 税務上の繰越欠損金

### 課税所得

- (×) 法人所得税率

### 法人税額

- (-) 外国税額控除

### 差引法人税額

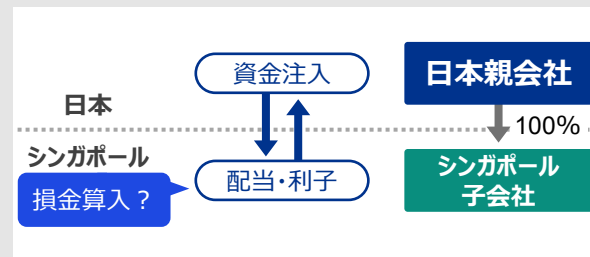
## 法人所得税の計算上注意を要する項目

一般原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用は損金算入可能である。損金算入可能な費用は収益性の支出である必要があり、資本性の支出はCapital Allowance制度の下、一定の要件を満たす場合にのみ損金算入可能である。</li> </ul>
交際費 役員報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>交際費：損金算入を制限する明確な規定はない。所得の稼得に関係があり、かつ、事業に直接関連するかは、最終的には税務当局の判断に依る。</li> <li>役員報酬：原則損金算入可能である。一定の役員（役員との親族関係等一定の関係ある従業員含む）に対する報酬は、合理的な金額である限りにおいて、損金算入可能である。</li> </ul>
寄附金	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、損金不算入。</li> </ul>
固定資産の 償却費	<ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費は資本取引損益に該当するため、会計上の減価償却費は損金不算入。</li> <li>機械装置等の一定の固定資産についてのみ、税務上の減価償却費が損金算入可能である。</li> </ul>
為替差損益	<ul style="list-style-type: none"> <li>損益項目にかかる為替差損益は、損金または益金に算入される。資本項目にかかるものは、損金不算入、益金不算入となる。</li> </ul>
引当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、損金不算入。</li> <li>個別引当金で回収が実質的に困難であると証明ができる場合のみ損金算入可能である。</li> </ul>
受取配当	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内配当金は益金不算入、国外配当金は一定の要件（8ページ参照）を満たせば益金不算入となる。</li> </ul>
損金不算入 の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャピタルロス</li> <li>寄附金</li> <li>会計上の減価償却費</li> <li>為替差損・借入金利子の一部</li> <li>事業開始前の費用</li> <li>法人所得税</li> </ul>

# 事業課税（資金注入、資金還流時）

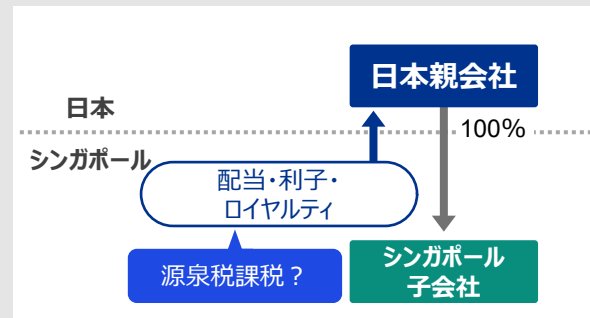
## 資金注入した場合の留意点

- ・ 過少資本税制はない。
- ・ 所得の獲得に関係のない借入金の利息は損金算入されない。



## 利益の送金および関連者取引

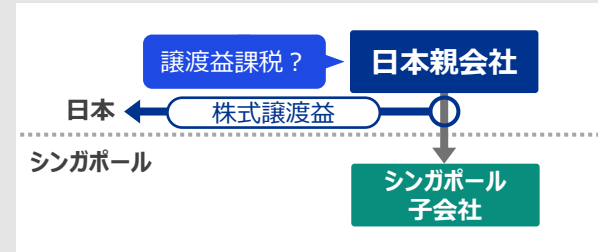
- ・ 利子（関係会社間貸付）およびロイヤルティの外国法人への支払いは通常、源泉税の対象となる（ただし、登記されているシンガポール支店に対するものについては、源泉徴収不要）。
- ・ 配当：0%
- ・ 利子：15%
- ・ ロイヤルティ：10%
- ・ 日本への支払い等については日星租税条約により下記のとおりとなる。  
（特典制限条項（LOB）はない。）
- ・ 配当：0%  
（日星租税条約の制限税率は15/5%）
- ・ 利子：10%  
（日星租税条約の制限税率）
- ・ ロイヤルティ：10%  
（日星租税条約の制限税率）
- ・ 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。



# 事業課税（撤退時）

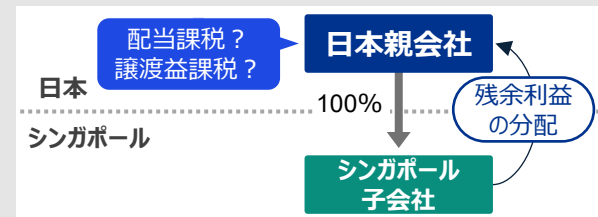
## 撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 株式の譲渡益は損益取引とみなされない限り、キャピタルゲインに該当し、資本取引として非課税とされる。
- 資本取引該当性は、個々の取引の事実と状況を考慮し検討・判断される。考慮される要素としては次のようなものが挙げられる。
  - 株式取得時・出資時の売主の動機
  - 株式保有期間
  - 類似取引の頻度、継続性
  - 処分の理由
  - 株式取得・出資時の資金調達手段



## 清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主において、資本金および利益剰余金部分の分配は、一般的にCapital in nature（資本取引）とみなされるので非課税となる。



# 納税要件・課税範囲

		居住法人	非居住法人（外国法人）
<b>課税所得の範囲</b>		シンガポール国内源泉所得 (1) シンガポール源泉所得 (2) 国外源泉所得のうちシンガポールで受領された所得に対して法人所得税が課される。	
<b>投資先</b>	<b>居住法人</b>	<b>配当等</b>	シンガポール法人から受ける配当は、法人所得税は課されない。  シンガポール法人が配当を支払う場合、源泉税は課されない。 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。
		<b>株式等の譲渡</b>	シンガポール法人が他のシンガポール法人の株式の処分から得た利益は国内源泉所得とみなされる。当該利益は、「損益取引（Revenue in nature）」とみなされない限り、「資本取引（Capital in nature）」として非課税となり、処分による損失で資本取引から生じたものは損金不算入になる。
	<b>非居住法人</b>	<b>配当等</b>	一定の要件 <sup>(*)</sup> を満たす場合、法人所得税は課されない。
		<b>株式等の譲渡</b>	シンガポール法人による外国法人の株式の処分による利益は、国内源泉とみなされる可能性がある。国内源泉所得とみなされた場合も、「損益取引（Revenue in nature）」とみなされない限り「資本取引（Capital in nature）」として非課税（損失は損金不算入）。ただし、シンガポールに経済的実体のない一定の企業が国外資産の売却等によってシンガポール国内で受領したキャピタルゲインについては課税対象となる。
<b>国外支店の所得の取扱い</b>		一定の要件 <sup>(*)</sup> を満たす場合、法人所得税は課されない。	
<b>CFC税制</b>		CFC税制を導入していない。	

**(\*) 一定の要件**

- ・ 国外源泉所得について、当該源泉地国で課税されていること
- ・ 当該外国の最高税率が15%以上であること
- ・ 当該免税措置がシンガポール居住者にとって便益があること

## 源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税

<p>国内向け払い にかかる源泉税</p>	<p>配当：対象外 利子：対象外</p>	
<p>従業員の雇用にか かる税務等</p>	<p><b>社会保険</b> 雇用主は中央積立基金（CPF）という社会保障制度により、賃金（給与月額上限7,400SGD／人、かつ、給与およびその他の報酬（賞与など）の合計の上限が年間102,000SGD／人）の17%（55歳まで）、15.5%（60歳まで）、12%（65歳まで）、9%（70歳まで）および7.5%（70歳超）の料率で計算し拠出しなければならない。</p> <p><b>税金</b> 雇用主は以下の税金を支払わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技能開発税：すべての従業員に対してその月額報酬の0.25%（月額給与上限4,500SGD）と2SGDといずれか高い金額を賦課金として納付する。</li> <li>外国人雇用税：労働許可書を保有する外国人労働者1人につき、毎月賦課金が課される（納付税額は業種や労働者の熟練度によって異なる）。</li> </ul>	
<p>財・サービス税 (GST)</p>	<p><b>課税取引</b> 課税事業者によってシンガポール国内での消費のために供給された物品・サービスおよび輸入された物品・サービスに対して課される。</p> <p><b>税率</b> 標準税率は9%である。</p> <p><b>課税事業者</b> 年間課税売上高が暦年で100万SGD以上の企業はGST登録を行い、商品の販売またはサービス提供する際にGSTを課す義務がある（納税義務がない企業も任意でGST登録を行うことができる）。シンガポール国外のサービス提供者で年間売上高が100万SGD超で、かつ、シンガポール国内でのデジタルサービスの提供に係る売上高が10万SGDを超える事業者は、GST登録を行い、GSTを申告・納付する義務が生じる（2023年1月1日より、当該国外からのサービス提供に、デジタルサービス以外の役務提供も加わっている）。</p>	<p><b>課税期間</b> 原則、四半期ごと（1か月ごとに変更可能）。</p> <p><b>インボイスの有無</b> GSTのインボイスの発行が必要。</p> <p><b>GST InvoiceNowの導入</b> 2026年4月1日以降に新規で任意登録するGST登録事業者（新設法人における任意登録の場合は2025年11月1日以降）は、InvoiceNow対応ソリューションを使用し請求書データをシンガポール税務当局（IRAS）に送信することが必要。</p> <p><b>申告期限および納付期限</b> 各四半期の計算期間終了日から1か月以内。</p>
<p>印紙税</p>	<p>株式譲渡は取得価額または時価のいずれか高い額の0.2%が課される。不動産関連の譲渡は最大16%が課される。</p>	
<p>デジタル課税</p>	<p>上記、財・サービス税（GST）の欄を参照。</p>	

# 法人課税にかかる各種優遇税制措置 (1/3)

項目	対象企業	優遇措置内容
<b>国際統括本部</b> (International Headquarters Award (IHQ) ) (Parts II and III, and IIIB of the Economic Expansion Incentives (Relief from Income Tax) Act.)	アジア太平洋地域の統括拠点をシンガポールに置く企業で政府の認定を受けた企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>統括業務から生じる利益に対して5%または10%の軽減税率が適用される（最大更新期間：開発・拡大奨励金は最長40年、パイオニア奨励金は15年）。</li> <li>この優遇措置は通常パイオニア・インセンティブやDEI（次ページ参照）に基づいて審査・認定される。</li> </ul>
<b>金融財務センターに対するインセンティブ</b> (Finance and Treasury Centre Incentive(FTC)) (Section 43G of the SITA)	シンガポールに拠点をもち、域内の関連会社に財務・資金調達のサービスを提供する企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融財務利益に対して8%または10%の軽減税率が適用される。</li> <li>FTC活動のための海外金融機関等からの借入に対する利息に関する源泉税が免除される。</li> </ul>
<b>グローバル・トレーダー・プログラム (*1)</b> (Global Trader Program(GTP)) (Section 43P of the SITA)	特定商品の国際貿易に携わる会社で、シンガポールをオフショア貿易活動の拠点とし、経営管理、物流管理等の機能を有する企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定商品のオフショア貿易からの利益に対し、5%、10%または15%の軽減税率が適用される。</li> </ul>
<b>パイオニア・インセンティブ</b> (Pioneer Certificate Incentive) (Parts II and III of the Economic Expansion Incentives (Relief from Income Tax) Act.)	パイオニア・ステータスの認定を受けた企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人所得税が免除（特定製品の製造奨励および特定サービスの発展を目的とした制度であり、パイオニア・ステータスは、原則として政府の裁量により付与されるため、定められた基準はない。ただし、シンガポールで一般的な水準よりも大幅に進んだ技術・スキル・ノウハウ等の導入、また、実質的な貢献ができる経済的規模での先駆的活動の実施等が条件となる）。</li> </ul>

注：ここで紹介する優遇税制の適用には、下記を除いてすべてシンガポール経済開発庁（EDB）による認定が必要となる。

(\*1)：エンタープライズシンガポール（ESG）への申請・認可が必要となる。

# 法人課税にかかる各種優遇税制措置 (2/3)

項目	対象企業	優遇措置内容
<b>開発・拡張 インセンティブ</b> (Development & Expansion Incentive (DEI)) (Parts II, III and IIIB of the Economic Expansion Incentives (Relief from Income Tax) Act)	一定の基準を満たす新規プロジェクトまたはシンガポールにおける事業の拡張等を行う企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格活動に対して5%、10%または15%の軽減税率が適用される。</li> </ul>
<b>土地集約化に関する 税務上の減価償却</b> (Land Intensification Allowance (LIA)) (Section 18C of the SITA and the Income Tax (Land Intensification Allowance) Regulations 2012)	都市再開発庁 (URA) が定める区域に一定の産業用建物を取得等する企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格建物および構築物の建設、改築または拡張について直接生じた費用について、25%の初期償却と5%の年間償却が認められる。</li> </ul>

注：ここで紹介する優遇税制の適用には、すべてシンガポール経済開発庁 (EDB) による認定が必要となる。

## 法人課税にかかる各種優遇税制措置 (3/3)

項目	対象企業	優遇措置内容
<b>認定国際海運会社</b> (*1) (MSI-Approved International Shipping Enterprise Award (AIS) ) (Sections 13A and 13E of the SITA)	世界の主要港に国際的なネットワークを有する国際海運会社で、シンガポールでのオペレーションを拡充する事業計画を有する企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>10年間にわたり特定の海運収益に対する法人税と、シンガポールの非居住法人に支払う備船料にかかる源泉税が免除される。</li> <li>認定企業の兄弟会社・シンガポール子会社も対象となる。</li> </ul>
<b>海運関連支援 (*1) サービス・アワード</b> (MSI-Shipping-related Support Services Award (SSS) ) (Section 43U of the SITA)	シンガポールにて海運関連支援サービスのオペレーションを拡充する事業計画を有する企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>5年間にわたり海運関連支援サービスからの利益に対し、10%の軽減税率が適用される。</li> </ul>
<b>知的財産開発インセンティブ</b> (IP Development Incentive (IDI) ) (Section 43X of the SITA)	適格知的財産による所得を有する企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格知的財産（ソフトウェアを保護する特許権や著作権）の商業利用による対価として受け取るロイヤリティやその他の所得に対して、5%、10%または15%の軽減税率が適用される。</li> </ul>

注：知的財産開発インセンティブの適用には、シンガポール経済開発庁（EDB）による認定が必要となる。

(\*1) この優遇税制の適用には、シンガポール海事港湾庁（MPA）への申請が必要となる。

# 企業進出形態の比較

	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、シンガポールでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接シンガポールで裁判の当事者とされることは基本的にはない。</li> <li>日本の親会社がシンガポール税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、シンガポールにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる。</li> <li>税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可（ただし、シンガポールに現地法人がすでに存在し、新たに設立される会社が孫会社となる場合には、Group Relief制度を適用することにより、シンガポール内において既存子会社の課税所得と孫会社の欠損金との相殺は可能）。</li> </ul>
支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる。</li> <li>支店利益の日本の親会社への送金は源泉税の対象とならない。</li> <li>本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、シンガポールの課税所得から控除できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本本社が支店の債務について直接責任を負うこととなるため、シンガポールの裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる。</li> <li>毎期、ACRA（企業会計規制庁）に支店の財務諸表を登記する際に、本社の決算書のACRAへの提出も必要。また支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の証書類等の提出を求められることがある。</li> <li>税務上の居住法人とならないので、新会社に対する免税措置などの恩恵を受けられない。</li> </ul>
駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐在員事務所設立にあたっては、エンタープライズ・シンガポール（ESG；シンガポール企業庁）から許可を得て登録することが必要。原則として毎年その登録を更新しなければならない。</li> <li>駐在員事務所はあくまで、法人・支店を設立するまでの一時的組織としての位置付けのため、通常、駐在員事務所の更新は3年までとされている。</li> <li>その活動が準備的または補助的活動に限られていることを条件として、法人税の納税対象とはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる。</li> <li>実際にシンガポール国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうか等の判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。駐在員事務所の活動によっては、その登録が抹消されたり、登録更新を拒否されて会社または支店に昇格させるように指導を受けることがある。</li> </ul>
出張ベース	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポール進出の規模は相当程度限定される。</li> <li>出張者のシンガポールでの活動によっては、日本本社がシンガポールにおいてPEを有していると認定される可能性がある。</li> </ul>

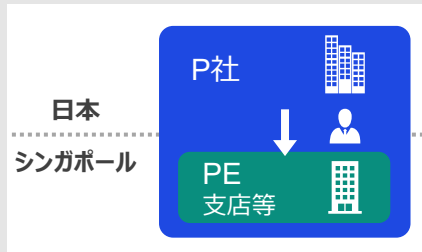
# PE課税 - PEの種類

## PEの種類

シンガポールのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

### 1 支店PE

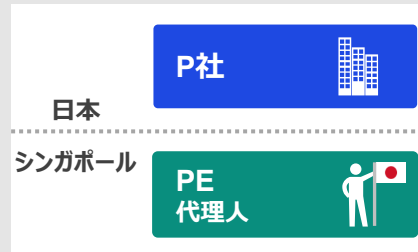
- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



(日星租税条約第5条第2項)

### 2 代理人PE

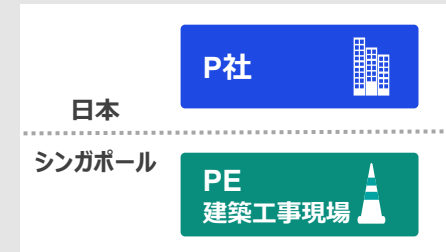
外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人  
(常習代理人)



(日星租税条約第5条第5項)

### 3 建設PE

**6カ月**を超える期間存続する建築工事現場もしくは建設もしくは据付工事またはこれらに関連する監督活動



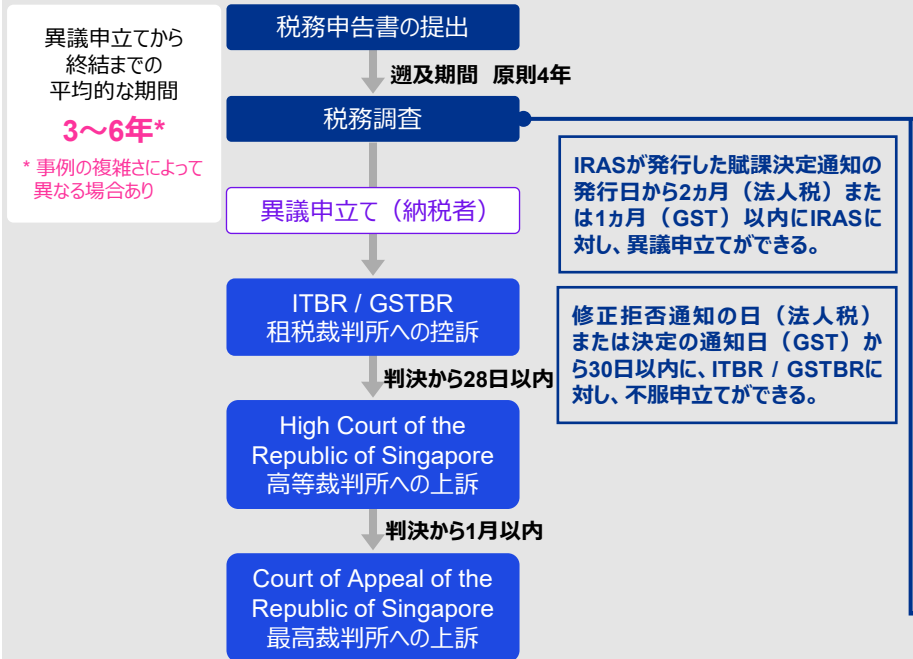
(日星租税条約第5条第3項)

**MLI条約の署名：わが国について2019年1月1日、シンガポールについて2019年4月1日に発効。**

**PEに関連するMLI条約の規定の適用：なし（該当規定を選択していない）**

# 税務調査および異議申立て・税務訴訟

## 紛争解決手続きおよびプロセス



### 税務調査の執行上の特徴

- ① 調査対象会社を選定する方法  
IRASは企業の法人税およびGSTの申告書を確認する際にリスクベースのアプローチを採用している。  
企業は、業界、ビジネスの複雑さ、税務などに基づいてプロファイリングされ、データ分析ツールに基づいてIRASによる税務調査の対象として選ばれる。
- ② 通常のお知らせ期間からプロセスの最終段階までのフロー  
税務調査のお知らせが行われた後、調査官が来場する。質疑応答、会計帳簿等の会計記録を調査し、修正事項があればその内容が通知され、税額更正の決定通知が発行される。
- ③ 一般的な対象税目と調査期間  
・法人所得税、GST、源泉税  
・遡及期間である対象期間は4年間

### 紛争解決手続き

- ① 原告組織、異議申立て、  
管轄裁判所、行政不服審査や  
行政調査の要否  
左記参照
- ② 各原告組織の調査特性と請求期限  
左記参照
- ③ 控訴先、最初の控訴期限  
左記参照
- ④ 高等裁判所-上訴期限  
左記参照
- ⑤ 最高裁判所-上訴期限  
左記参照

### 当局の執行体制

税務当局：Inland Revenue Authority of Singapore (IRAS)

シンガポール全土の税務調査官の人数：合計約2,300人 (2021年12月時点：公開情報ではない)

## ホットピック (BEPS2.0 第2の柱への対応)

**連結売上高が7億5,000万EUR以上**の多国籍企業グループに対して、2025年1月1日以降に開始する対象会計年度から、所得合算ルール（IIR）および国内トップアップ税（DTT）の適用が開始した。なお、軽課税所得ルール（UTPR）の導入時期は未定である。

最終親会社（日本本社）およびシンガポール子会社は、シンガポールに所在する多国籍企業グループの情報の登録ならびにシンガポール子会社のうち代表1社をDesignated local DTT filing entityおよびDesignated local GIR filing entityとして指定する必要がある。

上記の登録／指定期限は、いずれもDTTが多国籍企業グループに適用される日本本社の最初の事業年度末から6ヵ月以内とされ、以下のとおりである。

- ✓ 日本本社が3月決算の場合：2026年9月末
- ✓ 日本本社が12月決算の場合：2026年6月末

DTT申告書およびGloBE情報申告書もしくはGloBE通知の提出期限は、日本本社の会計年度末から15ヵ月以内（移行年度は18ヵ月以内）とされ、初回申告の期限は、原則として以下のとおりである。

- ✓ 日本本社が3月決算の場合：2027年6月末
- ✓ 日本本社が12月決算の場合：2027年6月末（移行年度は18ヵ月が適用、次年度より15ヵ月）

## ホットピック (RICスキーム) (1/2)

適格プロジェクト（最長10年）に関する適格支出について、各適格支出項目ごとに最大50%の税額控除を受けることができ、控除できなかった未使用分の金額は当該条件を充足した時点から4年以内に現金で還付される。BEPS2.0 第2の柱モデルルールにおける「適格還付可能税額控除」と整合した制度設計となっており、当該制度はEDBおよびESGの承認により付与される。

### 対象となる活動（適格プロジェクト）

- ✓ 新たな生産能力への投資（新規の製造プラント、低炭素エネルギーの生産等）
- ✓ シンガポールにおける活動範囲の拡大および活動の確立（例：本社統括活動、センター・オブ・エクセレンス、商品トレーディング活動、デジタルサービス、サプライチェーンマネジメント等）
- ✓ 脱炭素化を目的としたソリューションの導入
- ✓ 研究開発およびイノベーション活動

### 適格支出

- ✓ 設備投資（建物、土木構造物、プラント、機械、ソフトウェア）
- ✓ 人件費、研修費、専門家報酬、無形資産費用、シンガポール国内での業務委託費、材料費および消耗品費、運賃および物流費

## ホットピック (RICスキーム) (2/2)

税額控除や優遇税率等のインセンティブは、GloBE実効税率（GloBE ETR）を大きく減少させることになる一方、RICスキームを適用する場合には、GloBEルール上の適格還付可能税額控除として、GloBE ETR低下の影響が軽減されることになる。

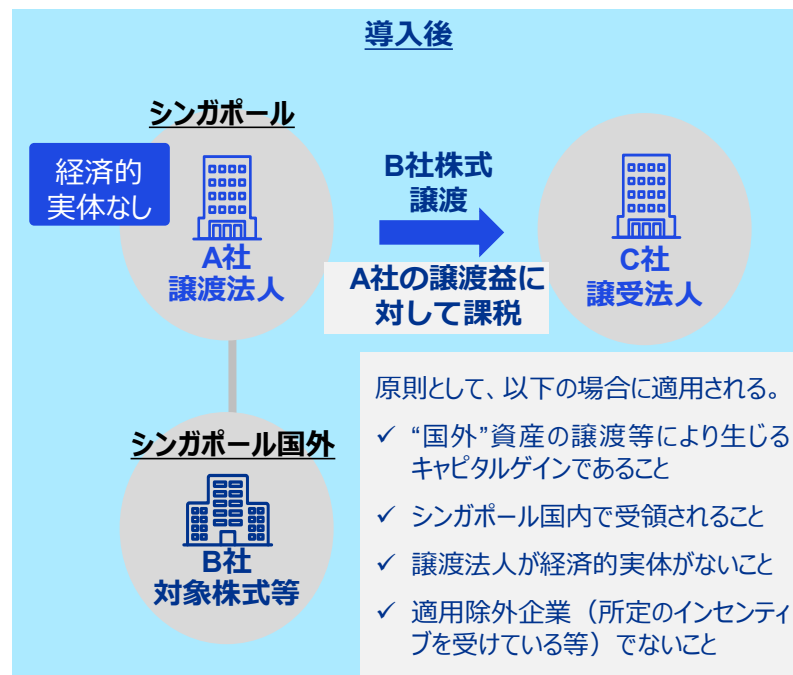
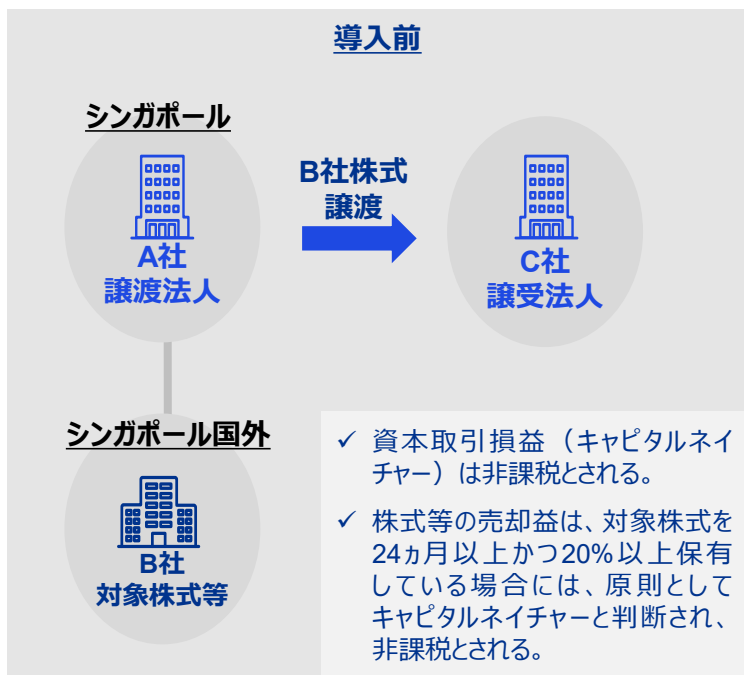
● RICスキームが適格還付可能税額控除に該当する場合のETR計算

例) 税前利益 1,000, 税金費用100 (法人税額 170 + 税額控除▲70)

	右記以外の税額控除	RICスキーム
法人税率	17%	17%
税引前当期純利益	1,000	1,000
<b>加算：RICスキーム</b>	—	<b>70</b>
ETR分母（国別グループ純所得額）（A）	1,000	1,070
税額控除適用後の税金費用	100	100
<b>加算：RICスキーム</b>	—	<b>70</b>
ETR分子（国別調整後対象租税額）（B）	100	170
<b>GloBE ETR（国別実効税率）(B)/(A)</b>	<b>10.0%</b>	<b>15.8%</b>

# ホットトピック (国外資産の売却益課税)

2024年1月1日以降、シンガポールに経済的実体のない一定の企業が国外資産の売却等によってシンガポール国内で受領したキャピタルゲインについては、**非課税とならず、課税対象となる。**



# ホットピック (税務調査論点等) (1/2)

## 01

### シンガポール持株会社の シンガポール居住性

**論点：**外国法人に保有される投資持株会社の場合には、事業の管理支配の場所がシンガポールにあり、かつ、会社がシンガポールに事務所を設置することに妥当な理由があることの2つの要件を充足できた場合に限り、シンガポール居住法人として取り扱うこととされている。

**対応策：**事業の管理支配の場所がシンガポールであることを確実にするために、過半数の役員が物理的にシンガポールにて取締役会に出席し、戦略的な意思決定を行うために、少なくとも年2回以上取締役会をシンガポールにおいて実施するなどの対応が推奨される。

## 02

### シンガポールで課税／受領した国外源泉 所得に対する外国税額控除／所得税免 除適格性

**論点：**シンガポールは準属地主義なので、シンガポールで発生した所得か、国外で発生した所得でシンガポールで受け取ったものが課税対象（特別に免税とされるものを除く）。

**対応策：**下記項目等の詳細を記載した書類を作成する。

- (1) 受け取った収益の性質と金額
- (2) 収益を受ける管轄区域
- (3) 外国の管轄区域で課された税額
- (4) シンガポールで収入を受け取る日付
- (5) 上記に関連する資料

## 03

### BEPS2.0 第2の柱： 税制優遇措置への影響

**論点：**シンガポールでは、外国人投資家の誘致や特定の産業の振興のために、さまざまな優遇措置がとられており、シンガポールにおける実効税率が大幅に引き下げられることとなる。

シンガポールでの実効税率が、シンガポールでの優遇措置の適用によって第2の柱の最低法人税率を下回る場合、所得に対して追加課税が行われる。

**対応策：**優遇措置の継続／申請要否等の検討にあたり、所管のEDB/ESGとの協議が必要となる。

## ホットトピック（税務調査論点等）（2/2）

### 04

#### 優遇税率および一般税率における課税所得の収益と支出の分類

**論点：**一般税率の対象となる所得と優遇税率の対象となる所得を有する場合には、それぞれの所得に係る収益と支出の適切な区分・把握が必要となる。

**対応策：**税務報告の目的で収益と支出の所得別分類の正確性を確保するための管理資料を作成する。

### 05

#### IRASが税務ガバナンスと管理に関するフレームワークを公表

**論点：**IRASは、企業の優れた税務ガバナンスの導入促進を目的に、税務ガバナンス・フレームワーク（Tax Governance Framework：TGF）および税務リスク管理・統制フレームワーク（Tax Risk Management & Control Framework for Corporate Income Tax：CTRM）を公表した。

TGFステータスの承認を受けた企業は、TGF承認日から2年以内に発生した法人所得税・源泉税の誤謬を自主的に開示した場合、1回に限り2年間の刑罰軽減期間延長の特典を受けられる。また、GST登録事業者である場合で、TGF承認日から2年以内に発生したGSTの誤謬を自主的に開示した時は、1回に限り2年または3年間の刑罰軽減期間延長の特典を受けられる（GSTの誤謬開示は罰則軽減の条件を満たしている必要があり、不正を伴うものやIRASによる税務調査によって発見されたエラーは含まれない）。

同様に、CTRMステータスの承認を受けた企業は、過年度の法人所得税、源泉税の誤謬を自主的に開示した場合、1回に限り罰則が免除される。ただし一定の要件充足が求められ、意図的な脱税や租税回避を含むコンプライアンス違反は除外される。

**対応策：**以下を充足することでTGFステータスを申請できる。

- ✓ 税務ガバナンス方針を当該企業のウェブサイトまたは一般に開示されている年次報告書に掲載すること（税務リスク管理の詳細を含めること）
- ✓ TGFの宣言書にCEOまたはCFOが署名し、企業がガイドラインと主要な実践概要を順守していることを確認すること

CTRMステータスは、各種要件充足を企業が確認後、IRASに申請できる。

# シンガポールの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

## 【目次】

移転価格税制の概要	23
ローカルファイルの概要	24
マスターファイルの概要	27
国別報告書の概要	28
シンガポールにおける移転価格調査の概要	29
シンガポールにおける最近の移転価格調査に係るトピック	30
金融取引に係るトピック	32

# 移転価格税制の概要

<p>1. 移転価格税制導入時期</p>	<p>2006年</p>	
<p>2. 関連者の定義</p>	<p>直接的または間接的な支配関係の有無（Singapore Income Tax Act のSection 2(1)）</p>	
<p>3. 移転価格調査の時効</p>	<p>4年（Singapore Income Tax Act のSection 74）</p>	
<p>4. 独立企業間価格の算定方法</p>	<p>CUP法（独立価格比準法）、RP法（再販売価格基準法）、CP法（原価基準法）、PS法（利益分割法）、TNMM（取引単位営業利益法）、その他の方法が認められ、最も適切な移転価格算定方法を選択することが求められる（2018 Singapore Transfer Pricing Guidelinesの5.56等）。</p> <p>ただし、実務上棚卸資産取引、無形資産取引、役務提供取引についてはTNMMまたはCUP法を、金融取引についてはCUP法の使用が好まれている。</p>	
<p>5. 事前確認（以下、「APA」）／相互協議（以下、「MAP」）の適用可能性</p>	<p>日本との租税条約の有無 あり</p>	<p>実務上の適用可能性 あり 日本-シンガポール間の相互協議は通常年2回程度実施される</p>

# ローカルファイルの概要 (1/3)

## ローカルファイル (以下、「LF」) の概要

### 1. 作成義務対象者

#### ■ 作成要件

シンガポール法人、またはシンガポールに恒久的施設 (PE) を有する外国法人で、下記のいずれかの要件に該当する納税者は、移転価格文書の作成が求められる (The Singapore Income Tax Act Section 34)。

1. 課税対象年度における納税者の連結売上高 (事業および取引からの収入) が1,000万SGDを超えており、移転価格文書の免除規定に該当しない場合
2. 前課税対象年度に移転価格文書の作成義務があり、当課税対象年度において移転価格文書の免除規定に該当しない場合

#### ■ 免除規定

下記のいずれかの要件に該当する関連者間に係る特定取引については、文書化の免除規定が設けられている。

- a) シンガポール会社間の取引 (ローン取引を除く) で、両社に同じ税率 (免税含む) が適用されている場合
- b) 2025年1月1日**前**締結のシンガポール会社間のローン取引 (ローンを事業としている場合は除く)
- c) 2025年1月1日**以後**締結のシンガポール会社間のローン取引 (ローンを事業としている場合は除く)、かつ、シンガポール税務当局 (Inland Revenue Authority of Singapore、以下「IRAS」) が公表するスプレッド (Indicative Margin) を適用した取引
- d) 国外関連者ローン取引1,500万SGDを超えないローン取引で、IRAS が公表するスプレッド (Indicative Margin) を適用した取引
- e) ルーティンサービスで5%のコストマークアップを価格ポリシーとして設定している場合
- f) 関連者間の取引がAPAにてカバーされている場合
- g) 記載された取引カテゴリーごとの関連者間取引の合計金額 (上記、a) ~f) の金額は除く) が一定の金額を超えない場合

### 2. 作成期限

法人税申告期限 (事業年度終了の翌年11月末日)

## ローカルファイルの概要 (2/3)

ローカルファイル (LF) の概要	
3. 提出期限	IRASより提出の要請があった場合30日以内に提出 (The Singapore Income Tax Act Section 34F (7) )
4. 作成言語	英語 (Income Tax (Transfer Pricing Documentation) Rules 2018 3(1))
5. 罰則	1万SGD以下の罰金 (The Singapore Income Tax ActのSection 34F(8)) また、IRASが移転価格調整を行った場合、更正所得金額の5%のサーチャージが追徴される (The Singapore Income Tax Act Section 34E) 。

# ローカルファイルの概要 (3/3)

## 移転価格文書化の免除基準の緩和：

- サービス・無形資産・資産賃借・信用保証・その他取引について年間の取引金額が100万SGDから200万SGDに免除要件が拡大された。
- この改定により納税者のコンプライアンスの負担が軽減される一方、IRASは取引規模が大きい取引により焦点を当て重点的に調査を行っていくことが想定される。

## 移転価格文書化の取引規模による免除基準：

各取引区分の金額合計額が、以下表の金額以下の場合には、移転価格文書化は免除される。

新基準は、課税年度2026年を指す「YA2026」（Year of Assessment 2026）（12月決算の場合2025年12月期、3月決算の場合2025年3月期）から適用開始される。

取引区分		YA2025年 以前 (SGD)	YA2026年 以後 (SGD)	取引区分		YA2025年 以前 (SGD)	YA2026年 以後 (SGD)
棚卸資産取引	関連者間の製品購入	15百万	15百万	無形資産取引	関連者への使用許諾	1百万	2百万
	関連者間の製品販売	15百万	15百万		関連者からの使用許諾	1百万	2百万
ローン取引	関連者への貸付	15百万	15百万	資産賃借取引	関連者への賃貸	1百万	2百万
	関連者からの借入	15百万	15百万		関連者からの賃貸	1百万	2百万
サービス取引	関連者からのサービス提供	1百万	2百万	信用保証取引	関連者への信用保証	1百万	2百万
	関連者へのサービス提供	1百万	2百万		関連者からの信用保証	1百万	2百万
				その他取引		1百万	2百万

# マスターファイルの概要

## マスターファイル（以下、「MF」）の概要

### 1. 作成義務対象者

規定なし（なお、LFにおいてもグループレベル情報としてMFに類似する項目の記載が求められる）

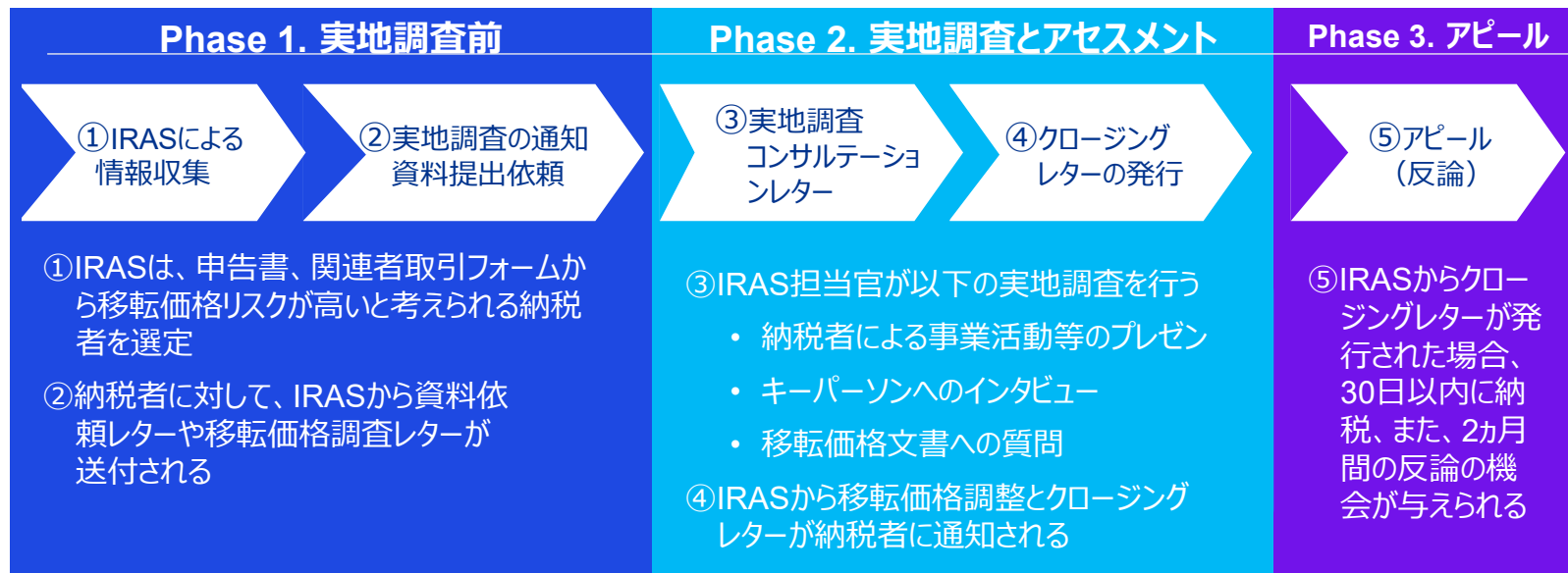
### 2. 作成／提出期限

規定なし（なお、LFと同じタイムラインで準備することが求められる）

# 国別報告書の概要

国別報告書の概要（以下、「CbCR」）	
1. 作成義務対象者	シンガポールに所在する多国籍グループの最終親会社であり、前会計年度のグループ連結売上高が11.25億SGD以上の場合の最終親会社等（IRAS website Country-by-Country Reporting (CbCR)）。 なお、日本とシンガポールの間ではCbCRの自動的情報交換が行われているため、在シンガポール日系企業の提出は不要。
2. 提出期限／作成期限	最終親会社の会計年度末から12か月以内
4. 国別報告書に係る通知（Notification）の要否	2022年1月1日以降開始の会計年度以後、国別報告書の作成・提出義務対象者は会計年度終了後3か月以内に国別報告書の提出義務についてeメールを通じてIRASへ通知が必要
3. 罰則	<ul style="list-style-type: none"><li>通知・提出義務違反の場合： 最大5千SGDの罰金。罰金未納の場合、経営者等責任者に対する最長6か月の禁固刑、違反が継続する場合、最大1百SGD／日の追加罰金。</li><li>記録保存義務違反（5年間保存義務）： 最大1千SGDの罰金。罰金未納の場合、経営者等責任者に対する最長6か月の禁固刑、違反が継続する場合、最大50SGD／日の追加罰金。</li><li>虚偽・誤解を与える情報の提出： 最大1万SGDの罰金、最長2年の禁固刑、またはその両方が科される。</li></ul>

# シンガポールにおける移転価格調査の概要



シンガポールにおける移転価格調査は、上記のような個別に納税者にレター（移転価格コンサルテーションレター）で通知される場合のほか、法人税申告の賦課決定通知の過程で行われる一般的な質問（CITQ：Corporate Income Tax Queries）から移転価格調査に発展するケースもある。

また、2024年6月に公表された移転価格ガイドライン7版において、IRASは、移転価格調整を行う前段階に実施していた納税者とのディスカッションを廃止することとなった。これにより、IRASは迅速に課税処分までを行うことができるようになった。なお、納税者が移転価格調整に同意しない場合には、正式な異議申立てが必要となる。

**すなわち、移転価格調査に対するIRASのアプローチは、支援的役割から積極的な調査を特徴とする役割へと移行している。**

# シンガポールにおける最近の移転価格調査に係るトピック（1/2）

## 直近における移 転価格税制 関連の動向

2018年賦課年度より法人税申告書提出時に国外関連取引に関する特定の事項の提出が義務化されている。

IRASは当該情報に基づき簡易的に移転価格リスクチェックができるようになっており、今後当該情報を基にした納税者に対する質問が想定される。

2020年1月から8月までの、法人税に関する質問状（CITQ）の約60%に移転価格関連の質問が含まれていた。IRASが焦点を当てている主な取引は以下のとおりである。

- マネージメントサービス／本社へのリチャージ
- 売上／商品の購入／サービス
- 借入金／前払金
- ロイヤルティ／コストシェアリング等

## 直近において移 転価格調査・課 税が重点的に 行われている 会社／取引

- ① 多額の関連者取引がある会社
- ② 継続的に損失を計上している会社、または、営業損益の変動が大きい会社
- ③ シンガポールより税率の低い国に所在する関連当事者と取引する会社
- ④ 会社の事業環境と整合しない営業損益を計上している会社
- ⑤ 無形資産を利用している会社、無形資産の開発・創出するような取引が関連当事者と行われる会社
- ⑥ リストラ、M&A、機能のアウトソース等、通例ではない取引

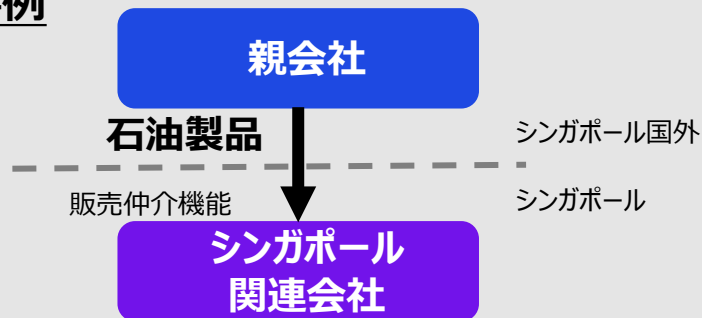
## 対応方法に ついての助言

- 適切な移転価格文書および当局への説明資料を具備するなどの対応が必要。
- 特に収益率が低いまたは赤字の場合には要因分析を行った適切な移転価格文書およびサポート資料の準備が必要。

# シンガポールにおける最近の移転価格調査におけるトピック (2/2)

## シンガポールにおける移転価格課税事例：ベリーレシオの適用要件に関する議論

### 事例



### 状況

- シンガポール法人は優遇税制の適用を受けていた
- TP文書においては、デフィンス観点でベリーレシオを採用していた

### 当局の主張

- ベリーレシオの否定
- シンガポール当局は機能リスクの観点からベリーレシオの採用妥当性(※)に疑義を示し、売上高営業利益率検証を主張した。上記により過去3年間について約15億円の更正が提案された。

### 結果

OM検証を受け入れたものの、運転資本調整の導入により更正額は大きく減額することができた。

(※) ベリーレシオとは、売上総利益を販売費および一般管理費で除することにより算定する利益水準指標であり、例えば在庫リスクを有しない仲介業を営む企業(商社等)への適用に有用といわれている。

シンガポール当局は以下のベリーレシオの適用要件を公開している。

- 製品に対し付加価値のある機能を有さない場合
- 営業費用と利益額の間直接的な関係がある場合
- 当該取引において、無形資産を使用しない場合
- 当該取引において発生する費用が収益性の主要な要因でない場合

- 優遇税制を受けている企業は税務調査を受ける可能性が高いため、優遇を受けている場合は調査を見越した文書化等の準備をすることが望ましい。
- シンガポールにおいてベリーレシオによる検証は適用要件が厳格であるため、採用には注意が必要である。
- TP調査による所得調整が行われた場合、調整額の5%が罰金として科されるため、ベリーレシオの適用が検討される販売仲介機能を持つ企業は、検証において使用する利益水準指標の選定に十分な議論が求められる。

# シンガポールにおける特有の事項およびホットピック 金融取引に係るトピック

## 国内関連者ローンに関する独立企業原則の要請：

- 従来は金融業以外の国内関連者ローンは、簡易的なアプローチが採用されていたが、2025年1月1日以降に締結される金融業以外の国内関連者ローンは、独立企業原則に基づく金利または簡易的な指標マージンに基づく金利設定を求められる。
- シンガポール国内の取引であるが、優遇税制等による税率差を利用した租税回避を防止を規制している。

ローン区分	ローン当事者の状況	適用される移転価格設定
国内関連者ローン (2025年1月1日前締結)	貸手が金融業を行っていない	独立企業原則の代替として金利の損金制限
	貸手が金融業を行っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 独立企業原則に基づき金利設定</li> <li>✓ ローン元本が1.5億SGD以下の場合、毎年IRASが開示している指標マージンに基づく設定が可能</li> </ul>
国内関連者ローン (2025年1月1日以後締結)	いずれの関連者も金融業を行っていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>ローン元本が1.5億SGD以下の場合、IRASの指標マージンに基づく設定</b></li> <li>✓ <b>独立企業原則で金利設定（指標マージンが適用できない場合）</b></li> </ul>
	いずれかの関連者が金融業を行っている	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 独立企業原則に基づき金利設定</li> <li>✓ ローン元本が1.5億SGD以下の場合、IRASの指標マージンに基づく設定が可能</li> </ul>
国外関連者ローン	関連者が金融業かどうか関係なく	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 独立企業原則に基づき金利設定</li> <li>✓ ローン元本が1.5億SGD以下の場合、IRASの指標マージンに基づく設定が可能</li> </ul>

今回の改正により、国内関連者ローンと国外関連者ローンの考え方がおおむね整合した考え方となる。

**Thank you**



本テキストを利用する場合には、経済産業省ホームページに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2022年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.